

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東松山都市計画市の川土地区画整理促進区域の変更についての理由を示したものです。

1 施行区域の位置、現状及び課題

東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域である。

本地区は、東松山市の中央北に位置し、東武東上線東松山駅の北約1.6km、関越自動車道東松山インターチェンジの北東約2.8kmに位置する区域区分の境界縁辺部を含む区域である。

本地区は、平成3年度に道路等の地形地物にあわせて、区域区分の境界を定めた。市の川特定土地区画整理事業が平成30年度に完了したことにより、道路等の地形地物の位置の変更が生じたため、区域区分の境界が地形地物となっていないことが課題である。

2 変更の目的及び必要性

本地区は、市の川特定土地区画整理事業の完了をもって、地区内の道路等の地形地物の位置が確定したことから、区域区分の境界を現況の地形地物に整合させる変更を行うこととした。あわせて、土地区画整理促進区域についても現況の地形地物に整合させる必要性が生じたことから、土地区画整理促進区域を縮小する変更を行うものである。

3 関連する都市計画の決定状況

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(埼玉県決定)

区域区分(埼玉県決定)

用途地域(東松山市決定)

土地区画整理事業(東松山市決定)